

【連帯保証人になられる方へ】

- 弘前市奨学金制度は、学資を貸与し、卒業後に返済してもらう制度です。奨学金の貸与を受ける方（以下「奨学生」という。）が返済を怠った場合、または何らかの理由により返済ができなくなった場合は、**連帯保証人の方に返済していただくことになります。**

なお、連帯保証人には催告の抗弁権がありませんので、奨学生と同等の債務責任を負います。

【催告の抗弁権とは】

債権者（弘前市教育委員会）が連帯保証人に対して返済の請求をしてきたときに、債権者に対して、「まず主たる債務者（奨学生）に対して返済を請求せよ」と言うことができる権利のことです。連帯保証人には、この権利がありません。（民法第454条）
- 連帯保証人になることができるのは、原則として次の条件を備えた方となります。
 - 1 本市に住民登録を有し、奨学生の4親等以内の方で、一定の収入を有し、独立の生計を営んでいること。
 - 2 弘前市奨学生または他の奨学生の連帯保証人となっていないこと。
 - 3 1人は奨学生と別生計の者であること。
- 連帯保証人の方は、奨学金貸与申請時及び返済期間中に奨学生が返済を怠った場合に、住民票等の情報を弘前市教育委員会が閲覧することに同意していただきます。
- 連帯保証人の方は、貸与が始まる前には誓約書、貸与終了後には借用証書に署名押印していただきます。なお、この際、印鑑登録証明書の添付を必要とします。
- 連帯保証人になられた方は、奨学生または連帯保証人の氏名、住所その他重要な事項に異動があった際に、奨学生が病気等のため届け出ることができないときは、代わって届け出をお願いします。
- 「弘前市奨学金貸与申請書」の記載内容に誤りがないことを確認のうえ、署名押印をお願いします。